

法改正等に関するお知らせ

2010年3月15日 キャッシングなどのお借入れにおける適用金利の引き下げについて

この度弊社では、資金業法及び利息制限法改正を鑑み、キャッシングなどのお借入れにおける適用金利(借入れ利率、遅延損害金利率)を改定し、以下の通り引き下げることにいたしました。適用金利は、今後お届けする「ご利用代金明細書」にてもご確認いただけます。

個人カード会員の皆さま

- ・適用金利： 新借入利率 実質年率14.9%（旧18.0%）
新遅延損害金利率 実質年率20.0%（旧26.28%）
- ・適用日： 2010年3月1日以降、ご利用明細書締め日の翌日より、弊社が処理した新規ご利用分及びご利用残高に対して、上記新金利が適用されます。

注意）コンパニオン・カード会員（リボルビング・カード）については借入れ適用金利に変更はありませんが、遅延損害金利率は同様に、実質年率20.0%に引き下げとなります。

経営者・個人事業主向けカード会員の皆さま

- ・適用金利： 新借入利率 実質年率14.9%（旧18.0%）
新遅延損害金利率 実質年率20.0%（旧26.28%）
- ・適用日： 2010年3月23日以降、ご利用明細書締め日の翌日より、弊社が処理した新規ご利用分及びご利用残高に対して、上記新金利が適用されます。